

いどうしえん
みんなの移動支援サービス

しずおかしいどうしえんじぎょう
～ 静岡市移動支援事業のしおり ～

れいわ ねん がつ
令和7年3月

も く じ

1	移動支援事業とは	1
①	対象者	2
②	利用できる内容	3
③	支給量	7
④	利用者負担の額	8
⑤	利用上の注意点	11
⑥	他のサービスとの違い・併用	14
2	利用のしかた	16
①	申請に必要な書類	17
②	申請から決定までの期間	17
③	自力での申請が困難な方へ	17
3	利用者証とは	18
4	こんなとき、どうする？「移動支援のQ & A」	21
5	お問い合わせ先・相談窓口	38

1 移動支援事業とは

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、個々の利用者にあった計画のもとに、移動支援事業従事者の資格を持つガイドヘルパーが外出のための支援を行う事業です。

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動、社会参加に係る外出の支援を行うことで、利用者本人の地域での生活を豊かにすることを目的とします。

移動支援のサービスは、次のとおり2種類あります。

(1) 個別支援型

ガイドヘルパー1人に対して1人の障がい者(児)に支援を行います。

(2) グループ支援型

ガイドヘルパー1人に対して最大2人までの障がい者(児)に支援を行います。

※ ガイドヘルパー2人からの派遣となります。サービス提供時にお

ける安全の確保や緊急時の対応は、1人では限界があるためです。

例えば、ヘルパー2人、利用者3～4人は、グループ支援の対象で

すが、ヘルパー1人、利用者2人は対象外です。

① 対象者

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由1級（上肢及び下肢※のいずれにも1級の障がいがあるもの）の方

※移動運動機能障がい1級については、下肢1級に相当する障がいとみなします

- 療育手帳をお持ちの方
- 精神障がいのある方

他のサービスの利用が優先される場合については、しおりP14, 15参照

また、施設に入所している方は、移動支援を利用することはできません。

- 難病の方の移動支援の利用について

難病認定の有無に関わらず、上記の対象者にあてはまる方であれば、利用する

ことができます。詳しいことは、区役所の窓口にご相談ください。



② 利用できる内容

次のような1日の範囲内（※）で用事が終わる外出の際に、外出にあたって必要となる一連の支援（外出の準備、外出先での食事や排せつなどの介助、代筆、代読など）を受けることができます。

移動の方法は、徒歩または公共交通機関（バス・電車・タクシー）等です。

[対象となる外出]

○ 社会生活上必要不可欠な外出

- ・ 医療機関への通院
- ・ 行政機関や金融機関での手続き
- ・ 食料品など生活必需品の買い物
- ・ 理美容院の利用
- ・ その他、冠婚葬祭などの社会生活において必要と認められる外出

○ 余暇活動等の社会参加のための外出

- ・ 各種教室やレクリエーションへの参加

※1日の範囲は、午前6時から午前0時まで（18時間）です。

午前0時から午前6時まで（6時間）は、公費助成の対象外です。

（サービスを利用された場合は、全額自己負担となります。）

※利用時間が20分未満の場合も、移動支援の算定の対象とはなりません。

【対象とならない外出】

○ 通勤、営業活動などの経済活動に係る外出

→ 本人や団体の経済的利害につながる目的には利用できません。

○ 通学や通所などの送迎を目的とした外出

→ 特別支援学校などへの通学は、原則として所定の手段（保護者による送迎やスクールバスの利用など）による送迎が前提です。

また、施設への通所（短期入所の利用を含む。）は、施設による送迎サービスをご利用ください。

○ 通年かつ長期にわたる外出

→ ただし、週1回程度の外出（通学及び通所などの送迎を除く。）については、利用することができます。

○ 社会通念上、公的な支援として適当でない外出

→ 賭けごとや犯罪につながる目的には利用できません。



【緊急の場合・やむを得ない場合における特例】

前ページの「対象とならない外出」のうち、通学や通所の送迎にあたり、

次の要件に当てはまる場合は、移動支援を利用することができます。

○ 対象者

次の要件のいずれかに当てはまる者であって、他の者による支援を受けることができない者

- 保護者の緊急・やむを得ない一時的な案件（短期間で終了が見込まれるもの）で回避できない事情（入院、送迎などの支援が困難と市長が認める特別な疾病等（※）、冠婚葬祭への出席、本人介助と比べて優先せざるを得ない外出）により支援を受けることができない者
- 自力での通学や通所を目指す者

○ 利用できる外出

- 特別支援学校などへの通学
- 施設への通所（施設による送迎サービスが提供されない場合に限る。）

○ 利用できる時間数及び期間

- 現行の決定時間数のうち、必要とされる時間数。
- 自力での通学や通所を目指す者は、最初の利用から1か月間を限度とする。

○ 特例における注意事項

※「送迎などの支援が困難と市長が認める特別な疾病等」を理由とする場合は、重度の障がい（精神疾患、肢体不自由）があるため送迎ができないことについて医師の診断書などの書類が必要となります。事前に区役所の窓口までご相談ください。

ただし、通学や通所でのヘルパー利用は、「緊急の場合」及び「やむを得ない場合」における特例的な取扱いです。

家族による支援が可能な場合や、支援ができない事情が保護者の就労や余暇活動または、他の家族の都合を理由とする場合は、この特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

③ 支給量

移動支援を利用できる時間数は、ひと月あたり25時間を基準(注)として、

市長が必要であると認める時間数です。

ただし、緊急の場合やその他やむを得ないと市長が認める場合は、この限

りではありませんので、※区役所の窓口にご相談ください。

○ 利用できる時間数は、次のように決定されます。

本人の障がい程度や利用希望、他のサービスの利用状況、家族の

状況などをもとに、市の担当者が総合的に判断し、公費による助成と

して必要と認められる時間数を決定しています。

(注) 障がいの状況や身の回りの環境によって利用できる時間数が決まる

ため、必ずしも25時間利用できるわけではありません。

※ 窓口とは？

各区福祉事務所の障害者支援課のことをいいます。

連絡先は、このしおりの末尾に記載しています。

④ 利用者負担の額

移動支援を利用してヘルパーによる支援が行われた場合、利用した時間数に応じて、事業者へ利用料をお支払いください。

移動支援の利用にかかる費用のうち、市が9割を負担し、残りの1割を利用者が利用料として支払う仕組みとなっています。

また、利用料には利用者負担上限月額（※）を設けています。

※ 利用者負担上限月額とは？

利用者がヘルパー事業所に支払う利用料にかかる、ひと月当たりの支払い金額の限度額（上限額）のことです。

利用者の経済的な負担を軽減するため、世帯の課税状況や本人の所得に応じて、設定されています（次ページのとおり）。

ただし、外出に付き添うヘルパーにかかる、公共交通機関の運賃や、施設の入場料など、実費で支払う費用については、この限度額（上限額）の計算の対象にはなりません。

りようしゃふたんじょうげんげつかく
 <利用者負担上限月額>

(H22.4.1^{かいせい}改正)

くぶん		たいしょう	負担上限月額
せいかつほご 生活保護		せいかつほごじゆきゆうせたい 生活保護受給世帯	0円 (自己負担なし)
ていしょとく 低所得		しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	0円 (自己負担なし)
いっ	しょう 障 害 者	しみんぜいかぜいせたい しょとくわり まんえんみまん もの 市民税課税世帯で所得割16万円未満の者 ※グループホーム入居者も含まれます。	9,300円
		しみんぜいかぜいせたい しょとくわり まんえんいじょう もの 市民税課税世帯で所得割16万円以上の者	37,200円
ばん 般	しょう 障 害 児	しみんぜいかぜいせたい しょとくわり まんえんみまん もの 市民税課税世帯で所得割28万円未満の者	4,600円
		しみんぜいかぜいせたい しょとくわり まんえんいじょう もの 市民税課税世帯で所得割28万円以上の者	37,200円

※ この上限額は、移動支援事業のほか、日中一時支援事業の利用者負担についても、同様に適用されます。

ひとりの方が、移動支援と日中一時支援の両方の決定を受けている場合、両方のサービスの利用額を合算して適用されます。

また、一人の保護者が、同じ世帯内の複数の子どもについて移動支援または日中一時支援の決定を受けている場合、複数の子どもの利用額を合算して適用されます。

りようしゃふたんじょうげんげつがく にんてい
○利用者負担上限月額は、次のように認定されます。

りようしゃふたんじょうげんげつがく さいしよ りようしんせい あと いどうしえん ゆうこうきかん
利用者負担上限月額は、最初の利用申請の後は、移動支援の有効期間を
こうしん げんそく ねん いちど たんじょうび そく つぎ りようしゃ せたい
更新するたびに(原則として年に一度、誕生日の属する月)、利用者の世帯
こうせい しみんぜい かぜいじょうきょう にんてい
構成、市民税の課税状況により認定されます。

また、せいかつ いちじる へんか ばあい せたいいん へんこう ばあい
また、生活に著しい変化があった場合や、世帯員の変更があった場合
に、りようしゃふたんじょうげんげつがく へんこう かのうせい
に、利用者負担上限月額が変更となる可能性があります。

つぎ へんこう ばあい くやくしよ まどぐち しんせい
次のような変更があった場合には、区役所の窓口へ申請してください。

- りようしゃ じどう せたいいん てんにゆう てんしゆつ しほうとう いどう ばあい
・ 利用者が児童で、世帯員に転入・転出・死亡等の異動があった場合
- りようしゃ けっこん りこん ばあい
・ 利用者が結婚または離婚した場合
- せいかつ ほご う ばあい
・ 生活保護を受けることになった場合 など



りようしゃふたんじょうげんげつがく ないよう けいげん しんせいほうほう
利用者負担上限月額のくわしい内容や軽減の申請方法などについては、

くやくしよ まどぐち と あ
区役所の窓口にお問い合わせください。

また、じぎょうしゃ しはら りようりょう ないよう しはら ほうほう
また、事業者に支払う利用料のくわしい内容や支払い方法については、

ちやくせつ じぎょうしゃ と あ
直接、事業者にお問い合わせください。

⑤ 利用上の注意点

移動支援事業は、居宅生活を営む方に対する支援であるため、「自宅から目的地」、「特定の場所から自宅」など、自宅にかかる移動が基本となります。

ただし、利用者本人が自力で移動することが可能な区間や、保護者や家族の支援により特定の外出先において本人をヘルパーに預ける場合など、ヘルパーによる移動支援を受けることが必要のない区間については、次の要件を満たすことにより、必要な区間だけの移動支援を受けることができます。
(静岡市では、この方法による支援を「待ち合わせ支援」といいます。)

○ 待ち合わせ支援の要件

- 事業者及び利用者（保護者や家族を含む。）などにおいて、サービス利用にあたっての十分な連絡調整（緊急時における連絡手段（携帯電話等の連絡先）の確保などを含む。）が整っていること。
- 事業者及び利用者（保護者や家族を含む。）などにおいて、サービス利用にあたっての双方の合意が得られていること。

[待ち合わせ支援による移動支援の利用例]

つぎのような場合は、特定の場所（通い慣れた駅やバス停など）から自宅以外

の別の場所への移動において、移動支援事業が利用できます。

※ 待ち合わせ支援において、直接保護者や家族へ本人の引き継ぎが行われ
ない場合は、保護者と事業者の間において、本人の帰宅について必ず確認を
行ってください。

<利用例 1>

自宅から街中までの移動にはヘルパーによる支援の必要性はないが、街中に

おける移動について支援を必要とする場合

……ヘルパーと事前に約束した場所で合流してから、街中における移動中

の支援、帰宅に際して自宅以外の場所（元の合流場所など）や特定の場所に

保護者の所へ戻るまでの区間において、移動支援の利用ができます。

<利用例 2>

病院までの移動については支援の必要はないが、院内における移動について支援を必要とする場合

……ヘルパーと事前に約束した病院の入口などで合流してから、受付や医療費の支払いなどの院内における支援（※）、帰宅に際して自宅以外の場所（元の合流場所など）や特定の場所にいる保護者の所へ戻るまでの区間において、移動支援の利用ができます。

※ 院内における支援のうち、ヘルパーが特に支援を行わない時間帯については、移動支援の対象とはなりません。

○ 移動支援は、ヘルパーが常時介護できる状況にあることが必要です。

○ 介護保険の対象となる方について

介護保険の対象になっている方についても、障がいの要件などを満たしていれば、移動支援を利用することができます。

ただし、介護保険サービスによる外出の支援が受けられるものについては、介護保険の利用が優先されます。

① 社会生活上必要不可欠な外出

日常生活における買い物、通院や公共機関への手続きなど、介護保険サービスの利用が可能な外出については、介護保険サービスを利用してください。

② 余暇活動等の社会参加のための外出

余暇活動を目的とした外出など、介護保険サービスの対象にならない外出にかかる支援については、移動支援を利用することが可能です。

くわしいことは、区役所の窓口にご相談ください。



2 利用のしかた

移動支援事業を利用するためには、事前の手続きが必要となります。

なお、居宅介護などの障害福祉サービスを利用されている方（白い

受給者証をお持ちの方）であっても、移動支援事業を利用する場合には、

こちらの申請が必要となります。

① 相談・申請

まずは、区役所や保健所、相談支援事業者までご相談ください。
移動支援事業が必要となった場合は、利用の申請を行ってください。

② 調査

市の調査員が本人やご家族の方と面接を行い、障がいの状況や身の回りの環境などについて調査します。

③ 決定・通知

障がいの状況や身の回りの環境などをもとに、利用できる時間数や利用者負担上限月額が決定され、「決定通知書兼利用者証」が交付されます。

④ 事業者と契約

移動支援を提供する事業者を選択して、利用に必要な契約を結びます。

⑤ 移動支援の利用開始

「利用者証」を提示して、移動支援を利用します。その際、利用者負担（原則として、サービスに係る費用の1割）を支払います。

① 申請に必要な書類

申請には、次のような書類が必要となります。

- | | |
|--|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 地域生活支援事業利用費等助成申請書○ 世帯状況・収入申告書 | } 1枚の書類となっています。 |
|--|-----------------|

なお、申請された内容により、市民税課税額のわかる証明書、サービス等

利用計画の提出をお願いすることがあります。

② 申請から決定までの期間

決定にあたり、本人の障がい程度や身の回りの状況について市の調査員

が調査を行います。そのため、約2週間から1か月程度の期間が必要となります。

③ 自力での申請が困難な方へ

自力での申請が困難な方は、保護者や親族の方など代理の方による申請が

可能です。

また、身近に申請を代行する方がいない場合は、電話などで予めご相談い

ただくことにより、個別に対応いたします。

3 ^{りようしゃしょう}利用者証とは

^{いどうしえん りよう}移動支援の利用には、^{し こうふ}市が交付する「^{いどうしえんりようひじよせいけつていつうちしよけん}移動支援利用費助成決定通知書兼

^{りようしゃしょう ひつよう}利用者証」が必要となります。

様式第4号（第7条・第8条関係） 見本

移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証

静〇〇〇第1号
平成21年4月1日

静岡 太郎 様

静岡市長 印

次のとおり決定したので通知します。

受給者番号	3000000001	利用障害者（児）氏名 (生年月日)	静岡 太郎 (昭和〇〇年〇月〇日生)
助成決定日	平成21年4月1日	(児童の場合) 保護者氏名	
助成決定内容	16 時間/月 <input type="checkbox"/> 身体介護あり <input checked="" type="checkbox"/> 身体介護なし	利用者負担上限月額	1,500円
決定有効期間	平成21年4月1日 から 平成21年10月31日 まで		
利用者負担上限 額管理事業所名	静岡市障害者〇×移動支援事業所 (平成21年4月5日届出) (年 月 日変更) (年 月 日変更)		

利用者証

契約締結、契約内容変更、提供終了による契約支給量等の報告書（事業所記載）

事業所番号	事業所の名称	契約 支給量 (h/月)	契約日	提供終了 日	提供終了月中の終了 日までの既提供量 (h/月)
2210000000	静岡市障害者〇×事業所	16h	平成21年4月1日		

(注)

- 1 助成の決定を受けた方は、この助成決定通知書兼利用者証を移動介護サービス提供事業所に提示し、利用契約をしてください。また、契約内容の変更、利用の終了の場合もこの通知書を事業所に提示してください。
- 2 利用契約をした事業所は、契約締結、契約内容変更、提供終了による契約支給量等について上記報告書に記載し、この決定通知書兼利用者証の写しを区障害者支援課に提出してください。

イ

エ

カ

ア

ウ

オ

「^{いどうしえんりようひよせいけつていつうちしょけんりようしゃしやう}移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証」には、^{つぎ}次のような項目が^{こうもく}記載^{きさい}されています。

ア 利用障害者（児）氏名・生年月日

^{いどうしえんりよう}移動支援を利用することができる方の^{かた}氏名と^{せいねんがっぴ}生年月日が^{きさい}記載されています。

イ 助成決定内容

ひと^{つき}月に利用できる^{じかんすう}時間数と、^{いどうしえんりようじ}移動支援利用時の^{しんたいかいご}身体介護の有無^{うむ}について^{きさい}記載されています。

ウ 利用者負担上限月額

ひと^{つき}月あたりの利用者負担の^{じょうげんがく}上限額が^{きさい}記載されています。

エ 決定有効期間

^{いどうしえんりよう}移動支援を利用することのできる^{きかん}期間について^{きさい}記載されています。

オ 利用者負担上限額管理事業所名

^{りようしゃふたんがく}利用者負担額の^{じょうげんがくかんり}※上限額管理が必要な方の場合、この欄に^{らん}上限額管理を^{おこな}行う事業者の^{めいしやう}名称が^{きさい}記載されます。

カ 事業者番号・事業所の名称・契約支給量等

^{いどうしえんりよう}移動支援の利用にあたり、^{けいやく}契約を結んだ^{むす}事業者に関する^{じぎやうしゃ}情報や^{かん}契約した^{じょうほう}情報や^{けいやく}契約した^{じかんすう}時間数、^{けいやくび}契約日などが^{きさい}記載されます。

※ ^{けいやく}契約した^{ないよう}内容は、^{じぎやうしゃ}事業者との^{けいやくしょ}契約書などで^{かくにん}確認を^{おこな}行ってください。

「移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証」の「決定有効期間」欄に記入

された期間において、移動支援を利用することができますが、さらに継続して利用される場合は、更新の手続きが必要になります。

更新手続きの際には、本人の障がい程度や家族など身の回りの状況について

年一度調査を行うことで、支援に必要な時間数を改めて決定することとしています。

また、その際に、利用者負担上限月額の見直しも行っています。

区役所では、期間が終了する2か月ほど前に、「更新について

のお知らせ」を郵送していますので、更新が必要な方は手続きを行ってください。

(利用者証をなくした場合は、再発行できますので、区役所の窓口にご

相談ください。)

※ 上限額管理とは

複数の事業者による移動支援や日中一時支援を利用している方が対象です。

ひと月の利用料の合計が、利用者負担上限月額を上回るような場合、

利用者より依頼を受けた事業者が、利用者に代わって利用料などの管理を行

い、上限額を超える自己負担金額を支払うことを防ぐ仕組みです。

4 こんなとき、どうする？「移動支援のQ & A」

こんなとき、移動支援サービスを利用できるのかしら……？ と判断に迷う

ケースもたくさんあるかと思えます。

「対象者」や「外出の範囲」「手続きに関する疑問」などについて、Q & A形式で、掲載しましたので参考にしてください。



■ 対象者について

1 移動支援は何歳から利用できますか。

年齢に制限はありません。

障がいがあることにより、屋外での移動が難しい方で、社会生活上必要

不可欠な外出や余暇活動、社会参加に係る外出の支援を必要とする場合であれ

ば、移動支援を利用することができます。

ただし、障がいのある方本人に対する、外出の支援のためのサービスであり、

保護者のレスパイト(休息)や、子どもの預かりを目的とするものではありません。

また、子どもを医療機関に受診させるなど、保護者の監護の義務に該当する目的の外出について、移動支援を利用することは、適当ではありません。

2 障害者手帳を持っていなくても、移動支援を利用できますか。

以下の場合については、障害者手帳の取得がなくても移動支援を利用することが出来ます。

○ 精神障がいのある方

- ① 自立支援医療(精神通院医療)の受給者証
- ② 精神障がいのあることが判る診断書

ただし、診断書により申請される場合、障がいの状態の調査等に日数を要する可能性があります。

■ 手続きや費用について

3 利用の申請手続きが終わり、決定通知が届きました。通知に記載されている「身体介護あり」と「身体介護なし」の違いは何ですか。

「身体介護あり」と「身体介護なし」は、利用者の障がいの状態に応じて、サービスを提供するヘルパー事業所へ支払われる費用と、利用者が支払う利用料に反映されます。

移動や食事、排せつなどを介助する必要性が高い状態の方については、「身体介護あり」、時間や方向の案内などの支援が主な方については、「身体介護なし」と表記されます。

この表記によって、ヘルパーから提供される介助の内容が異なるものではありません。「身体介護なし」に認定された方であっても、必要に応じて身体に触れての支援を受けることができます。

「身体介護あり」と「身体介護なし」の区分は、認定の有効期間の更新の時、または、時間数を変更する申請の際に、利用者の心身の状態に応じて、見直しを行っています。

○「身体介護のあり・なし」については、以下の4項目等について支援の状況を調査し決定しています。

1 車、車いす等への移乗

2 移動

3 食事

4 排せつ



4 「利用者負担額」以外に必要となる費用はありますか。

ヘルパーと一緒に公共交通機関を利用する場合や、映画館、コンサート会場に入場する場合など、ヘルパー分の運賃や入場料などの費用は、すべて利用者が負担することになります。利用の前に必ず、ヘルパー事業者と確認してください。

5 急に本人の体調が悪くなり、移動支援の利用をキャンセルすることになりました。キャンセル料はかかりますか。

事業者によっては、キャンセル料が発生する場合があります。

ヘルパー事業者と移動支援の利用契約を結ぶ際に、あらかじめ事業者を確認をしてください。

移動支援サービス提供事業者様へ

外出をする予定で、外出のために着替え、準備、排せつ等の介助をヘルパーが行った時間については、移動支援として算定の対象となります。





■ サービス内容^{ないよう}について

6 施設^{しせつ}や学校^{がっこう}などの行事^{ぎょうじ}において、移動^{いどう}支援^{しえん}を利用^{りよう}することができますか。

施設^{しせつ}や学校^{がっこう}などの行事^{ぎょうじ}（遠足^{えんそく}や運動会^{うんどうかい}など）の中で行^なわれる外^{おこな}出^{がいしゅつ}や移動^{いどう}については、それぞれの主催者^{しゅざいしゃ}に支援^{しえん}の責任^{せきにん}がありますので、移動^{いどう}支援^{しえん}の利用^{りよう}の対^{たい}象^{しょう}とはしていません。

7 所属^{しよそく}する団体^{だんたい}の会議^{かいぎ}に出^{しゅつせき}席^{ばあい}する場合^{いどう}、移動^{しえん}支援^{りよう}を利用^{りよう}することはできますか。

団体^{だんたい}における経済活動^{けいざいかつどう}を目的^{もくてき}とした外^{がいしゅつ}出^{りよう}でなければ、利用^{りよう}することができます。

※ 経済活動^{けいざいかつどう}とは

- ・・・ セールス・訪問販売^{ほうもんはんばい}に類^るするもの、講演会^{こうえんかい}等の講師^{こうし}で謝金^{しゃきん}を伴^{ともな}うものなど、外^{がいしゅつ}出^{しゅつ}先^{さき}で収^{しゅう}入^{にゅう}を得^えるものが考^{かんが}えられます。

8 病院内の付き添いに移動支援を利用することはできますか。

病院内の介助については、原則としては病院内のスタッフによって対応されるべきものです。

しかし、病院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい的情況等によって介助が必要であれば、移動支援の助成の対象とすることができます。

たとえば、以下のような場合が考えられます。

- 初めて行く病院など、院内の配置がわからず、付き添いが必要な場合
- 単身の行動でパニックを起こしてしまう場合
- 受診の手続き、会計、症状の説明などに支援が必要な場合

※ なお、ヘルパーは、本人や家族に代わって、特定の医療行為や治療方法に対する同意を行うことはできません。

移動支援サービス提供事業者様へ

病院内で実際にヘルパーから受けた介助の内容や実時間数によって移動支援の助成対象となる時間が算定されます。

介助の必要のない待ち時間等は算定できません。

9 病院の入院中の外出に移動支援を利用できますか。

入院中に医療機関から許可を得て、外出または外泊をしている間においても、移動支援の利用は可能です。

ただし、病状の悪化を起こさないよう、外出する時間や範囲について、医師によく確認した上で、ヘルパー事業所にお申込みください。

10 市外に行く場合も移動支援の対象になりますか。

1日の範囲内で用事が終わるものであれば、目的地が市内か市外かは問いません。支給量の時間内で利用できる外出であるか、また、ヘルパー分の交通費などを含め、利用を御検討ください。

なお、午前0時から午前6時までの間は、移動支援の助成の対象外です。

11 プール利用を目的として、移動支援を利用することができますか。

プールの利用にあたっては、自宅からプールまでの移動、プールの窓口での受付、着替えの援助、食事・排せつの介助、健康確認などの一連の行為において、ヘルパーによる移動支援を受けることができます。

ただし、プール内に入って、水泳の指導や一緒に遊ぶなどの行為は、ヘルパーの資格で行える支援を超えており、安全性が保証されないため、移動支援の対象とはなりません。



※ 子ども用プールなどでの危険性の極めて低い水遊びなどについては、ヘルパーの付き添いにおいて、移動支援の助成の対象となりますが、水難事故の発生はあり得るので、事故発生時の対応については、予め事業者と利用者との間で確認を行っておいください。

12 散歩や公園で遊ぶのは、移動支援の対象になりますか。

家の近所を散歩することや公園で遊ぶことが、利用者の支援にとって必要であり、利用計画等においても明確となるものであれば、対象となります。

13 各種教室への参加について、移動支援の利用が可能とされていますが、

運動教室を利用する場合の介助にも移動支援を利用することはできますか。

各種教室(習い事)や運動教室の利用において、自宅と目的地である教室までの移動、目的地での介助(着替え・排せつ・食事)については、移動支援の助成の対象となります。

ただし、各教室(運動教室も含む)で行われる指導や補助は、その教室の指導員に、参加者を監督する責任が生じるため、ヘルパーの支援の対象にはなりません。

14 映画館、コンサート会場、サッカー観戦においても移動支援を利用することが出来ますか。

自宅からの移動や、会場内での介助(トイレへの誘導や健康状態の確認、常時の見守りが必要な方への見守り行為)については、移動支援による介助を受けることが出来ます。

移動支援サービス提供事業者様へ

映画の鑑賞中などで介助が発生しなかった時間帯は、移動支援の算定の対象とはなりません。



15 ハイキングやジョギング、マラソンに移動支援を利用することは出来ますか?

ジョギングやマラソンの付き添い(伴走)など、一般的に運動と言われる行為については、ヘルパーの資格で通常行われる支援の範囲を超えるため、移動支援の対象とはなりません。

移動中や外出先での介助が、運動ではない、日常的な外出と同程度の支援に収まるものであれば、移動支援の算定の対象となります。

16 自転車を使って移動する場合は、移動支援の対象になりますか。

ヘルパーと一緒に自転車で目的地まで移動する場合、自転車に乗っているときはヘルパーによる介助を受けていないことになるため、移動支援の助成の対象とはしていません。

17 車を使って移動する場合は、移動支援の対象になりますか。

ヘルパーが運転手として車を運転し、利用者が乗車している状態では、運転行為としてヘルパーによる介助とは区別されるもののため、移動支援の対象とはしていません。

タクシーの利用では、ヘルパーが同乗して利用者に何らかの介助を行った時間数について、移動支援の対象となります。乗車中に介助を要しない時間帯は、移動支援の助成の対象とはしていません。

(例)

8:55 (5分) 乗車の介助 (対象)	9:00~9:30 (30分) 乗車中 (対象外)	9:35 (5分) 降車の介助 (対象)
----------------------------	---------------------------------	----------------------------

※算定の対象となる利用時間については、しおりP3を参照

18 1人のヘルパーでは対応が難しい方の場合、複数のヘルパーで対応しても
らうことはできますか。

次の条件を満たす場合は、複数(2人)のヘルパーによる支援が受けられます。

(市が「2人派遣対象者」として決定します。)

〈条件〉

○ 利用者本人の身体的理由により、1人の介護者による介護が困難と認めら
れる場合

○ 暴力行為や著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合

○ その他、障がい者等の状況から判断して、上記の記載内容に準ずると認
められる場合

ヘルパーの2人派遣は、1つの事業者が2人のヘルパーを派遣することとな
っています。

派遣を受ける時間や介助の内容について、あらかじめ事業者と十分に調整

した上でご利用ください。

19 保護者1人では、どうしても介助ができない場合、ヘルパーに手伝ってもらいたいのですが、このような利用はできますか。

複数による支援が必要とされる方の場合は、質問のようなケースもヘルパー利用ができます。

移動支援サービス提供事業者様へ

ヘルパーが介助を行った時間のみ利用時間を算定します。



20 車の運転は保護者が行いますが、保護者1人では介助できません。ヘルパーに同乗して介助を行ってほしいのですが、移動支援のヘルパーを利用することはできますか。

家族を含めた複数人による支援が必要とされるケースについては、移動支援の算定の対象としています。

ただし、保護者による支援が可能である場合や、保護者の介助放棄を理由とするものについては、対象とはなりません。

21 1人のヘルパーが複数の利用者に対して支援できますか。

原則、利用者1人に対し、ヘルパー1人での支援となります。

(グループ支援型の場合を除きます。)

22 市外にある事業者の移動支援を利用することはできますか。

あらかじめ静岡市に登録している事業者であれば、その事業者による移動支援を利用することができます。

23 家族がヘルパーとして移動支援を行うことはできますか。

できません。

(家族とは、一般的に同居している親、兄弟・姉妹、配偶者をいいます。)



24 利用できる時間数の変更はできますか。

時間数の変更には申請が必要となります。

原則として、変更後の時間数は申請のあった月の翌月の初日から利用することができません。

ただし、時間数の変更には、調査などに日数のかかる場合がありますので、余裕を持って、利用計画を立て、早めに申請することが必要です。

くわしいことは、区役所の窓口にご相談ください。

25 「ひと月あたり25時間を基準（注）として、市長が必要であると認める時間数」とありますが、25時間を超えた時間数の決定を受けることはできますか。

「月25時間」とは、限りのある社会資源（市の予算やサービスを提供できる事業者の数・ヘルパーの数など）を全ての方に広く利用してもらうために設けた基準です。

（注）障がいの状況や身の回りの環境によって利用できる時間数が決まるため、必ずしも25時間利用できるわけではありません。

ただし、真に必要となる理由により25時間以上の利用を希望する方については、市の調査員による聞き取りや事業者の作成する個別支援計画書などをもとに、申請のあった時間数のうち社会生活を営む上で必要不可欠であると認められた内容について時間数の変更ができます。

26 決めてい う じかんすう よりも おお つか ばあい ついか じかんすう ふ、追加で時間数を増や
してもらおうことはできますか。

いどうしえん けいかくてき りよう ぜんてい ほんにん たい しえん おこな
移動支援は、計画的な利用を前提として、本人に対する支援を行 うサービス
です。

決めてい じかんすう こ いどうしえん つか ばあい さかのぼ じかんすう
決定された時間数を超えて、移動支援を使ってしまった場合、遡 っ て時間数
を増やすことはできません。

ちょうか じかん りよう かか ひよう ぜんがく じこふたん
超過した時間の利用に係る費用については、全額が自己負担となりますので、
じゅうぶん ちゅうい
十分にご注意ください。

27 ふだん せいかつ かいじょ もの にゆういん ふざい
普段の生活で介助している者が入院により不在となりました。このような
ばあい じかんすう ふ
場合、時間数を増やしてもらおうことはできますか。

いちじてき ほごしゃ おも かいじょしゃ にゆういん ふざい
一時的に保護者など、主な介助者が入院などによって不在となってしまう
ばあい かの か ほうほう いどうしえん つか
場合は、その方に代わる方法として移動支援を使うことができます。

また、じかんすう ふそく ばあい ひつよう ないよう じかんすう へんこう
時間数が不足する場合には、必要とされる内容と時間数に変更すること
ができます。

ただし、ちようき じょうたい つづ よそう ばあい いどう
長期においてそのような状態が続くことが予想される場合は、移動
しえん にちじょうてき しえん か かのうせい かんが べつ しえん せいど
支援のみでは日常的な支援に欠く可能性も考えられますので、別の支援の制度
けんとう ふく くやくしょ まどぐち そうたん
を検討することをふくめ、区役所の窓口にご相談ください。

■ グループ支援型しえんがたについて

28 グループ支援型しえんがたによるサービスりようを利用ばあいしたい場合は、どこの事業所じぎょうしょでも利用りようができますか。

グループ支援型しえんがたによるサービス提供ていきょうを実施じっししているかどうかは事業者じぎょうしゃによって異ことなります。

理由りゆうとしては、グループ支援型しえんがたは、複数ふくすうの利用者りようしゃに対して同時支援たいどうじしえんを行うため、個別支援型こべつしえんがたよりも高度な支援能力こうど しえんのうりよくが求められます。また、利用者りようしゃの障しょうがい特性とくせいによってはグループ支援型しえんがたになじまない場合ばあいがあります。

事業所じぎょうしょが適切なサービス提供ていきょうが可能かのうと判断はんだんした場合のみ実施ばあいされるため、利用りようしたい事業者じぎょうしゃへ問とい合わせあせていただく必要ひつようがあります。

29 個別支援型こべつしえんがたとは別に、グループ支援型しえんがたとしての支給決定しきゅうけつていが必要ひつようですか。

利用方法りようほうほうとして個別支援型こべつしえんがたとグループ支援型しえんがたがあるだけで、別べつにグループ支援型しえんがたの支給決定しきゅうけつていをうける必要ひつようはありません。

30 グループ支援型では、対象者要件や利用目的（対象となる外出）等が変わりますか。

変わりません。移動支援事業として、対象者要件や対象となる外出はそのままです。

31 出発地が異なる場合でも、グループ支援型は利用できますか。

利用できます。

5 問い合わせ先・相談窓口



○ 移動支援の申請や相談について

身体障がい・知的障がい・精神障がい

区	担当	電話番号	ファックス
葵区	葵福祉事務所 障害者支援課	221-1589	254-6322
駿河区	駿河福祉事務所 障害者支援課	287-8690	287-8660
清水区	清水福祉事務所 障害者支援課	354-2121	352-0323
	清水福祉事務所 蒲原出張所	385-7790	385-3110

○ 制度全般について

担当	電話番号	ファックス
保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課	221-1098	221-1108

また、相談支援事業者においても、移動支援の利用にあたっての相談などを
受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

○ 相談支援事業者一覧

身体障がい

区	事業所名	電話番号	ファックス
葵区	障害者生活支援センター城東	249-3222	209-0230
駿河区	ひまわり事業団ピアサポート	287-5588	287-4922
清水区	清水障害者サポートセンターそら	366-7781	366-7780

知的障がい

区	事業所名	電話番号	ファックス
葵区	サポートセンターコンパス北斗	278-7828	277-3019
駿河区	静岡済生会療育センター令和 地域支援・相談室「やさしい街に」	285-0789	285-0789
清水区	障害者相談支援センターわだつみ	335-1031	335-7821
全区	※アグネス静岡	249-2833	249-2831

※「アグネス静岡」は主に重度障がい対応の相談支援事業者です。

せいしんしょう
精神障がい

区	じぎょうしょめい 事業所名	でんわ 電話	ファックス
あおいく 葵区	しずおかししえん 静岡市支援センターなごやか	249-3189	209-0163
するがく 駿河区	しずおかししえん 静岡市支援センターみらい	285-8870	285-8870
しみすく 清水区	はーとぱる	337-1746	336-7655